

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人少林寺拳法連盟(以下「本法人」という。)の組織運営、各種事業の推進に関わる全ての関係者が、本法人の理念、社会的使命・役割を自覚するとともに「一般財団法人少林寺拳法連盟及び加盟団体におけるコンプライアンス指針」を十分に理解・実践することにより、本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程の対象となる者は、次の通りとし、あわせて「本法人関係者」と呼称する。

- (1) 本法人の役員(会長、副会長、理事、監事)及び評議員
- (2) 本法人の本部委員、本法人の就業規則が適用される就業規則第3条に定める職員及び就業規則(契約職員)第4条に掲げる者
- (3) 本法人の団体会員ならびに普通個人会員

(基本的責務)

第3条 本法人関係者は、定款第3条に規定する目的を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高い倫理観を保持し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 本法人関係者は、「一般財団法人少林寺拳法連盟及び加盟団体におけるコンプライアンス指針」を十分に理解し、実践しなければならない。

(遵守事項)

第4条 本法人関係者は、各種法令及び本法人の定款・規程・指示通達を遵守し、暴力、暴言、各種ハラスメント、人種・思想・信条・性別・性的指向等に関する差別、競技の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の行為や、少林寺拳法の理念に反する行為及び社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。

- 2 本法人関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 本法人関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ったりあっせん・強要したりしてはならない。
- 4 本法人関係者は、経理処理に関し、適正な処理を行い、他目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 本法人関係者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 本法人関係者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と不適切な関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 本法人関係者が、第4条の遵守事項に違反する行為を行った場合は、以下の各号に定める方法により、相当の処分をするものとする。

- (1)評議員及び役員の解任は、コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、定款第16条及び第36条に基づいて行うものとする。
- (2)本部委員会委員の解任は、コンプライアンス委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議により行うものとする。
- (3)職員の処分は、就業規則に基づいて行うものとする。ただし、東京事務所長・振興普及部長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4)団体会員及び普通個人会員については、会員規程に基づいて行うものとし、必要な事項は別に定める。

(コンプライアンス委員会)

第6条 本法人に、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、以下の職務を行う。

- (1)コンプライアンスに関する研修、その他コンプライアンスの維持・向上に関すること
- (2)コンプライアンス違反の疑いのある事案の調査・審査に関すること
- (3)利益相反マネジメントに関すること
- (4)反社会的勢力への対応に関すること

(組織)

第7条 委員は、以下の5名以上7名以内とし、うち1名以上を女性とする。

- (1)常勤理事 1名
- (2)振興普及部長
- (3)運営指導課課長
- (4)理事会が選任する職員 1名以上2名以内
- (5)理事会が選任する外部有識者 1名以上2名以内

2 前項第1号から第3号の委員の任期は、前項各号の職にある期間とする。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長は、委員同士の互選により選出する。

(開催・決議)

第8条 委員会は、委員長の招集により開催する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議長は委員長が務めるものとし、議長は議決権を有しない。

4 委員会の決議は出席委員の過半数の賛成によって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(秘密保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改正)

第11条 本規程は、理事会の議決を経て、改正することができる。

(施行細則)

第17条 本規程の実施について必要な事項については、会長が別に定める。

附則 本規程は、2024年4月1日から施行する。